

政務活動費集計表(会派支出) R5年度

会派名 新 友 会 3月分

(単位:円)

研 究 研 修 費	調 査 旅 費	資 料 作 成 費	資 料 購 入 費
0	0	79,572	110,004
広 報 ・ 広 聴 費	人 件 費	事 務 所 費	そ の 他 の 経 費
318,538	297,295	76,802	163,729
合 計			1,045,940

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	✓ 令和 6年 3月 6日			
支払先	(株) 蔦 友			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	資料作成費	賃 借 料	議員用パソコンリース料(1,2月分)	11,440円 ✓
	〃	〃	共用複合機リース料(1,2月分)	6,600円 ✓
	〃	事 務 費	共用複合機使用料(1,2月分)	43,424円 ✓
	事務所費	賃 借 料	事務員用 パソコンリース料(1,2月分)	22,880円 ✓
	〃	〃	会派用複合機リース料(1,2月分)	26,400円 ✓
	〃	〃	振込手数料	550円 ✓
	合 計			111,294円 ✓

(領収書添付欄)

※各リース分の契約書コピーを添付。

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

ご依頼日	06 年 03 月 06 日			私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。	
お振込先	八十二 銀行 ①			振込金額	
	支店 (営業部) (出張所)			百 十 億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円	
お受取人	預金種目			振込手数料 (消費税込)	
	普通 当座 貯蓄 その他			領収済 後納	
ご依頼人	フリガナ			振込金額 当行あて	
	おなまえ (漢字)			3万円 330円	
	フリガナ			3万円以上 550円	
	おなまえ (漢字)			消費税率10% (左記以外)	
			○振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。 ○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。 ○やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。 ○手数料が後納の場合は、後日送付する手数料領収書をインボイスとします。		
			・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。 ・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。 ・お振込はできるだけ午後2時までにご依頼ください。		
長野市議会新友会 様			登録番号: T3100001002833 株式会社 八十二銀行		
日中のご連絡先(電話・携帯番号) (026)-(226)-(4911)			4223②		



御 請 求 書

380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市議会 新友会 様

締切日付 2024/ 2/29

得意先CD

株式会社 葛 友

〒 381-0022

長野市大字大豆島字中ノ島2923

TEL (026) 214-3311

FAX (026) 214-7750

取引銀行

八十二銀行

登録番号 T5100001002030

毎度お引き立てありがとうございます。今月の御請求額は下記の通りです。

繰 越 額 [A]				今 回 御 買 上 額 [B]			今回御請求額 [A]+[B]	
前回御請求額	今回御入金額	今回繰越額	差引繰越額	今回御買上額	今回消費税	御買上額合計		
				31,200	3,120	34,320	34,320	
月日	伝票番号	区分	品 名 - 規 格	数 量	単位	売上単価	売上金額	税 区
2.29	109041	売上	富士通 パソコン FMV-A5513/NX 3台賃貸料 1.2月	2	ヶ月	15,600	31,200	新友会
			伝票消費税			(5,200)	3,120	
			10%対象 31,200 消費税 3,120					
パソコンA内訳金額 3台1-ス, 15,600円/月 〃 5,200円/月 (1台あたり) ・ 議員用 1台 2ヶ月分 5,200円/月 × 2ヶ月 × 消費税10% = 11,840円 ... ① ・ 事務員用 2台 2ヶ月分 5,200円/月 × 2台 × 2ヶ月 × 消費税10% = 22,880円 ... ② ① + ② = 34,320円								

※：軽減税率対象品目

随時

隨時

締切日付 2024/ 2/29
得意先CD

株式会社 友蔦

7 381-0022

長野市大字大豆島字中ノ島2923

TEL (026) 214-3311

FAX (026) 214-7750

取引銀行

八十二銀行

登録番号 T5100001002030

毎度お引き立てありがとうございます。今月の御請求額は下記の通りです。

※：軽減税率対象品目

隨時

C

長野市議会 新友会 様

大豆島字中ノ島292
14-3311
14-7750

〒 381-0022
長野市大字大豆島字中ノ島2923
TEL (026) 214-3311
FAX (026) 214-7750
取引銀行

八十二銀行

[illegible]

隨時

賃貸借契約書

長野市議会 新友会（以下「発注者」という。）と株式会社 葛友（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 発注者は、受注者から次に掲げる機器等（以下「本件機器」という。）について賃借し受注者に対して賃借料を支払う。

富士通パソコン FMV-A5513/NX FMVA0D02VP 3台

（契約期間）

第2条 契約期間は令和6年1月1日から令和9年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 本件機器の賃貸借料金は月額15,600円とし、契約金額に消費税法及び地方消費税法により定められた、賃貸借料金の100分の10を乗じて得た金額を合計して請求するものとする。

受注者は、月額の賃貸借料金を発注者に請求し、発注者は受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

（所有権）

第4条 本件機器の所有権は受注者に属し、発注者は善良なる管理のもとにこれを使用しなければならない。

（設置場所）

第5条 本件機器の設置場所は長野市議会 新友会とする。

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 発注者及び受注者は、この契約から生じる権利義務を他に譲渡することができない。

（契約の解除）

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約にかかる発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合には、発注者は本契約を解除することができる。
- (2) この契約の締結または履行についての不正の行為があったとき。
- (3) 前各号のいずれかに該当する場合のほか受注者が契約事項に違反し、その違反によって

この契約の目的を達することができないとき。

- (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成8年法律第77号。「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（損害賠償）

- 第8条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受注者に通告するものとする。
- 2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 受注者は、発注者が、故意又は過失によって本件機器に損害を与えた場合は、発注者に対してその損害を請求することができる。
 - 4 本条第2項及び第3項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

（機器の返還）

- 第9条 発注者は、第2条によりこの契約が満了したときは、受注者に本件機器を返還しなければならない。
- 2 本件機器の返還に際し機器内に保存された情報等がある場合には、受注者は責任をもってこの情報等を消去しなければならない。

（協議等）

- 第10条 発注者及び受注者は信義に則り誠実に契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

（紛争の解決）

- 第11条 第10条に定める協議が整わなかった場合その他この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者がそれぞれ負担する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成して、発注者及び受注者が各1通を保有する。

令和6年1月1日

発注者

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市議会新友会

会長 小泉 栄正

受注者

長野市大字大島字中ノ島2923番地

株式会社 葛友

代表取締役 酒井 秀晴

賃貸借契約書

長野市議会 新友会（以下「発注者」という。）と株式会社葛友（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 発注者は、受注者から次に掲げる機器等（以下「本件機器」という。）について賃借し受注者に対して使用料を支払う。

リコー カラー複合機 IMC3510 1式

（契約期間）

第2条 契約期間は令和6年1月1日から令和9年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 本件機器の賃貸借料金は月額3,000円とし、契約金額に消費税法及び地方消費税法により定められた、賃貸借料金に100分の10を乗じて得た金額を合計して請求するものとする。

受注者は、月額の賃貸借料金を発注者に毎月末に請求し、発注者は受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

（使用料金・保守）

第4条 カウンター料金は、フルカラーコピーを1カウント12円、モノクロコピーを3円とする。

受注者は毎月20日に会派別に使用枚数を確認し、当該単価より算出したカウンター料金に

消費税法及び地方消費税法により算出した金額を合計して請求するものとする。

発注者は請求書を受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

カウンター料金にはトナー料金並びに本件機器の使用に際して生じる保守点検及び保守作業に係る費用・用紙代を含むものとする。

（保守）

第5条 受注者は、発注者が常時正常な状態で本件機器を使用できるように技術員を設置場所に派遣し、点検調整を行わなければならない。

2 機器が故障した場合には、発注者の請求により受注者は2時間以内に技術員を設置場所に派遣して修理に着手し、本件機器を正常な状態に回復しなければならない。

(所有権)

第6条 本件機器の所有権は受注者に属し、発注者は善良なる管理のもとにこれを使用しなければならない。

(設置場所)

第7条 本件機器の設置場所は、長野市議会事務局内とする。

(権利義務譲渡の禁止)

第8条 発注者及び受注者は、この契約から生じる権利義務を他に譲渡することができない。

(契約の解除)

第9条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結または履行についての不正の行為があったとき。
- (2) 前各号のいずれかに該当する場合のほか受注者が契約事項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。
- (3) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(損害賠償)

第10条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受注者に通告するものとする。

- 2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、発注者が、故意又は過失によって本件機器に損害を与えた場合は、発注者に対してその損害を請求することができる。
- 4 本条第2項及び第3項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

(機器の返還)

第11条 発注者は、第2条によりこの契約が満了したときは、受注者に本件機器を返還しなければならない。

2 本件機器の返還に際し機器内に保存された情報等がある場合には、発注者は責任をもってこの情報等を消去しなければならない。

(協議等)

第12条 発注者及び受注者は信義に則り誠実に契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成して、発注者及び受注者が各1通を保有する。

令和6年1月1日

発注者

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市議会新友会

会長 小泉 榮正



受注者

長野市大字大豆島字中ノ島2923番地

株式会社 葛 友

代表取締役

酒井 秀晴



賃貸借契約書

長野市議会 新友会（以下「発注者」という。）と株式会社 蔦友（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 発注者は、受注者から次に掲げる機器等（以下「本件機器」という。）について賃借し受注者に対して賃借料を支払う。

リコー複合機 IMC2010 1式

（契約期間）

第2条 契約期間は令和6年1月1日から令和9年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 本件機器の賃貸借料金月額 12,000 円とし、契約金額に消費税法及び地方消費税法により定められた、賃貸借料金に 100 分の 10 を乗じて得た金額を合計して請求するものとする。
受注者は、月額の賃貸借料金を発注者に請求し、発注者は受理してから 30 日以内に受注者に支払うものとする。

（所有権）

第4条 本件機器の所有権は受注者に属し、発注者は善良なる管理のもとにこれを使用しなければならない。

（設置場所）

第5条 本件機器の設置場所は長野市議会 新友会とする。

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 発注者及び受注者は、この契約から生じる権利義務を他に譲渡することができない。

（契約の解除）

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約にかかる発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合には、発注者は本契約を解除することができる。
- （2） この契約の締結または履行についての不正の行為があったとき。
- （3） 前各号のいずれかに該当する場合のほか受注者が契約事項に違反し、その違反によって

この契約の目的を達することができないとき。

(4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(損害賠償)

第8条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受注者に通告するものとする。

2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、発注者が、故意又は過失によって本件機器に損害を与えた場合は、発注者に対してその損害を請求することができる。

4 本条第2項及び第3項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

(機器の返還)

第9条 発注者は、第2条によりこの契約が満了したときは、受注者に本件機器を返還しなければならない。

2 本件機器の返還に際し機器内に保存された情報等がある場合には、受注者は責任をもってこの情報等を消去しなければならない。

(協議等)

第10条 発注者及び受注者は信義に則り誠実に契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

(紛争の解決)

第11条 第10条に定める協議が整わなかった場合その他この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者がそれぞれ負担する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成して、発注者及び受注者が各1通を保有する。

令和6年1月1日

発注者

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市議会新友会

会長 小泉 榮正

受注者

長野市大字大豆島字中ノ島2923番地

株式会社 友

代表取締役 酒井 秀晴

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支 払 日	✓ 令和 6年 3月 6日 /			
支 払 先	(株)蔦友			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	事 務 費	スタートナーセット	67,320円 ✓
	研究研修費		振込手数料	550円 ✓
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他○の経費			
			合 計	67,870円 ✓
(領収書添付欄)				

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

ご依頼日	06 年 03 月 06 日										私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。									
	お振込先										振込金額									
八十二 銀行 ①										百 十 千 百 十 万 万 千 百 十 円										
支店 (営業部) (出張所)										67320										
お振込先	口座番号										振込手数料 (消費税込)									
	普通 当座 貯蓄 その他										領収済 後納									
お受取人	フリガナ										振込金額 当行あて									
	おなまえ (漢字)										3万円未満 330円									
ご依頼人	フリガナ										3万円以上 550円									
	おなまえ (漢字)										消費税率10% (左記以外)									
長野市議会新友会										- 振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。 - 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。 - やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。 - 手数料が後納の場合は、後日送付する手数料領収書をインボイスとします。										
日中のご連絡先(電話・携帯番号) (026)-(226)-(4911)										・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。 ・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。 お振込はできるだけ午後2時までにご依頼ください。										



登録番号: T3100001002833
株式会社 八十二銀行

4223②

請求書

Page. 1 / 1

令和 6 年 2 月 29 日

長野市議会 親友会 御中

下記の通り御請求申し上げます。

合計金額 (10%対象)	¥61,200.-
--------------	-----------

消費稅額 (稅率10%)	¥6, 120.-
--------------	-----------

税込御請求額 ￥67,320.-

長野市大字大豆島字中ノ島2923番地

株式會社 葛友

代表取締役 酒井秀晴

取引銀行 八十二銀行

口座番号

登錄番号 T5100001002030

印

印

[illegible]

備考

小計

¥61,200

会派支出 ①

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	✓ 令和 6年 3月 6日 ✓			
支払先	NTT東日本 ✓			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	通信運搬費	2月分 FAX使用料	4,309円 ✓
	研究研修費		(026)229-6386	
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
	合 計			4,309円 ✓
(領収書添付欄)				
電話料金等領収証 (Receipt) ご請求番号または お客さま電話番号等 [REDACTED] お客さま氏名 長野市役所 議会事 務局 (新友会) 様 金 額 2024 年 2 月分 ¥4,309 うち、消費税等 391円 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 お客さまからの 料金お問い合わせ先(無料) 0120-002-992 収入印紙貼付欄 領 印 出納済 6. 3. 6 長野市役所 三 銀 行 (お客さま)				



NTT東日本

東日本電信電話株式会社
埼玉事業部



T.E.L.
(TEL) 0120-002-992

受付先: 〒983-0841

仙台市宮城野区 原町

6丁目 日本郵便株式会社仙台東郵便局

私書箱2号 5

社用 101001211001 00027 00026 00*

コード NTT東日本料金請求書
(NTTEAST-Bill)

380-0813

長野市大字鶴賀緑町1613

長野市役所 議会事務局 (新友会) 様



2024年 2月 25日発行

日ごろ、NTT東日本をご利用いただきましてありがとうございます。
利用料金内訳書の内容を十分ご確認のうえ、お支払い願います。

※お問い合わせの際は、番号をよくお確かめのうえおかけください。

ご注文・お問い合わせは局番なしの「116」へ(無料) 携帯電話・PHSからは 0120-116-000(無料)

電話の故障は局番なしの「113」へ(無料) 携帯電話・PHSからは 0120-444-113(無料)

ひかり電話の故障は0120-000-113へ(無料) 携帯電話・PHSからも利用可能

料金お問い合わせ先 0120-002-992 (無料)

お客さま電話番号等 (026)229-6386	ご請求年月 2024年 2月分	ご請求額 (Charge) 4,309 円	お支払期限 (Due Date) 2024年 3月 11日
ご請求番号			
ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ	
NTT東日本ご利用分 (合計)	4,309 4,309	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	

お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞
利息をお支払いいただく場合があります。

料金お問い合わせ電話受付	
営業時間	午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業とさせていただきます。

※下の部分を切り取り、裏面の各お支払い場所にてお支払い願います。

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	✓ 令和 6年 3月 8日			
支払先	(株)電 算			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	通信運搬費	インターネット接続料ほか 2月分	3, 146円 ✓
	研究研修費		振込手数料	330円 ✓
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・ <u>広</u> 聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
			合 計	3, 476円 ✓
(領収書添付欄)				

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

ご依頼日	06 年 03 月 08 日			私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。	
お振込先	八十二 銀行 ①			振込金額	百 十 億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円
	支店 (営業部) (出張所)			3,145	
お受取人	預金種目	① ② ③ ④ ⑤	口座番号	消費税率10%	
	フリガナ	普通 当座 貯蓄 その他		(左記以外)	
ご依頼人	おなまえ(漢字)			振込手数料 (消費税込)	
	(株) 電算 様			領収済 後納	
ご依頼人	フリガナ	ナカノシキカイシン			振込金額 当行あて
	おなまえ(漢字)	長野市議会新友会 様			3万円未満 330円
日中のご連絡先(電話・携帯番号)				3万円以上 550円	
(026)-(226)-(4911)				消費税率10% (左記以外)	

- ◎振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。
- ◎振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
- ◎やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ◎手数料が後納の場合は、後日送付する手数料領収書をインボイスとします。

・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。
・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。
お振込はできるだけ午後2時までに依頼ください。



登録番号: T3100001002833
株式会社 八十二銀行

4223②

御 請 求 書

380-0813
長野市大字鶴賀緑町1613

長野市議会 新友会

様

請求番号 S23006126011 001 頁
2024 年 02 月 29 日 発行

7380-0904

長野県長野市鶴賀七瀬中町276-6



株式会社 電算

代表取締役社長 瀧 一太

TEL 026 (224) 6666

下記のとおりご請求申しあげます。

件名 50819 インターネット
令和6年02月分 ✓

ご請求金額 ￥3,146-

お支払期限 2024 年 03 月 31 日 登録番号 T1100001002083

お振込み先

◆八十二銀行〈銀行コード〉0143

(株)電算

上記の口座にお振込ください。

[illegible]

avis 総合案内
TEL 0120-551475 (フリーコール)
平日 9:00~18:00(土・日・祝日は除く)

合 計	金 額	2,860
消 費 稅	等	286
請 求 額 合 計		3,146

10%対象

3,146 (消費税)

286)

お知らせ

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	✓ 令和 6年 3月 13日 ✓			
支払先	長野はんこセンター ミヤザキ印店			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	事 務 費	ゴム印代	929円 ✓
	研究研修費		振込手数料	330円 ✓
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
合 計				1,259円 ✓
(領収書添付欄)				

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

ご依頼日	06 年 03 月 13 日			私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。	
お振込先	八十二 銀行			振込金額	
	支店 (営業部) (出張所)			百 十 億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円	
預金種目	普通 当座 貯蓄 その他			振込手数料 (消費税込)	
	口座番号			領収済 後納	
お受取人	フリガナ			振込金額 当行あて	
	おなまえ (漢字)			3万円未満 330円	
お振込人	フリガナ			3万円以上 550円	
	おなまえ (漢字)			消費税率10% (左記以外)	

お振込先 八十二 銀行 支店 (営業部) (出張所)

お振込人 八十二 銀行 支店 (営業部) (出張所)

お受取人 (株) ミヤサキ 様

お振込人 長野市議会新友会 様

日中のご連絡先(電話・携帯番号) (026)-(226)-(4911)

登録番号: T3100001002833
株式会社 八十二銀行

4223②



請求書

No. T9100001003454

はんこと印刷 事務用品

株式会社 ミヤザキ

代表取締役 清之

本店 長野市大字 地2 7

TEL 234-28 605

支店 はんこ館 2F

TEL 259-8541

長野市議会新友会 様

2024年 3月 11日

品名	数量	単価	金額	摘要
1 本 木 晋				
2 長野市議会新友会				
3 会長				
4 4号ゴム印	13	65	845	
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12 税抜商品価格合計			845	
13 消費税(10%)			84	
合計税込価格		合計	929	

お振込は

八十二銀行

消費税は別途申し受けます

(株)ミヤザキへお願いします

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	✓ 令和 6年 3月 14日 /			
支払先	(株)ゼンリン長野営業所 /			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	図 書・資 料 費	長野市住宅地図(4区域)	88,924円 /
	研 究 研 修 費		振込手数料	550円 /
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料(購)入 費			
	広 報・広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
			合 計	89,474円 /
(領収書添付欄)				

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

ご依頼日	06 年 03 月 14 日		私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。	
お振込先	八十二 銀行 ①		振込金額	
	支店 (営業部) (出張所)		百億 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円	
お受取人	預金種目 ① ② ③ ④ ⑤ 普通 当座 貯蓄 その他		振込手数料 (消費税込) 領収済 後納 振込金額 3万円未満 330円 3万円以上 550円 消費税率10% (左記以外)	
	フリガナ カ・ロ・ン・リ・ン おなまえ(漢字) (株)ゼシリン 様		振込手数料 (消費税込) 領収済 後納 振込金額 3万円未満 330円 3万円以上 550円 消費税率10% (左記以外)	
ご依頼人	フリガナ ナカノシキカイシン おなまえ(漢字) 長野市議会新友会 様		振込手数料 (消費税込) 領収済 後納 振込金額 3万円未満 330円 3万円以上 550円 消費税率10% (左記以外)	
日中のご連絡先(電話・携帯番号) (026)-(226)-(4911)				

- ◎振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。
- ◎振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
- ◎やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ◎手数料が後納の場合は、後日送付する手数料領収書をインボイスとします。

- ・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。
- ・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。
- ・お振込はできるだけ午後2時までに依頼ください。



登録番号: T3100001002833
株式会社 八十二銀行

4223②

請求書



No. F24030003581

長野市議会
新友会

様

お客様コードNo.
〒380-8512
長野県長野市大字鶴賀緑町1613

2024年03月08日

株式会社 ゼン

長野営業所
〒380-0813
長野県長野市大字鶴賀緑町1403
大通り昭和ビル5F
TEL:026-219-3170
FAX:026-219-3195
所長 岡村昌利
登録番号 T5290801002046

TEL: 0262264911

下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集金・振込
お支払い予定日	年 月 日

注文書番号

納品書番号

納品日付 検収日付

振込先（お振込の際の手数料はご負担願います。）
八十二銀行※ご請求名称とお振込名義に相違がある場合、11桁の
お客様コードをお振込名義の前に追記願います。

合計金額

¥88,924-（消費税等込み）

消費税率	伝票値引後金額	消費税金額	対象金額（税込）
10.00%	80,840	8,084	88,924

商品名	種別	消費税率 単価（税抜）	数量	金額
長野市3(戸隠・鬼無里) 202204(ハインタータイプ) [20201C101]		10.00% 10,320	1	10,320
長野市4(信州新町・中条)・小川村 202204(ハインタータイプ) [20201D10D]		10.00% 11,180	1	11,180
BM長野市1(南) 202207(ハインタータイプ) [20201A41A]		10.00% 28,380	1	28,380
BM長野市2(北) 202207(ハインタータイプ) [20201B41A]		10.00% 30,960	1	30,960
※※小 計※※				80,840

御買上金額	消費税	御買上合計金額	御入金額	御請求額
80,840	8,084	88,924	0	88,924

【備考】

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	✓ 令和 6年 3月 14日			
支払先	(福)ながのコロニー			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	印刷製本費	角2封筒(500枚)	15,400円 ✓
	研究研修費		長4封筒(1000枚)	11,000円 ✓
	調査旅費		振込手数料	330円 ✓
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他○の経費			
合 計				26,730円 ✓

(領収書添付欄)

電信扱

ご依頼日	06 年 03 月 14 日	私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。							
お振込先	八十二 銀行 ① 銀行	振込金額	百億 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円 						
お受取人	支店 (営業部) (出張所) 	振込手数料 (消費税込)							
預金種目	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他 ☐ 口座番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">振込金額</td> <td style="text-align: center;">当行あて</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3万円未満</td> <td style="text-align: center;">330円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3万円以上</td> <td style="text-align: center;">550円</td> </tr> </table> 消費税率10% (左記以外) 円		振込金額	当行あて	3万円未満	330円	3万円以上	550円
振込金額	当行あて								
3万円未満	330円								
3万円以上	550円								
フリガナ	フクナガノコロニー ナガノフクツコウシヨ	●振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。 ●振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。 ●やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。 ●手数料が後納の場合は、後日送付する手数料領収書をインボイスとします。 ・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。 ・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。 お振込はできるだけ午後2時までにご依頼ください。							
おなまえ (漢字)	(福)ナガノコロニー 様								
フリガナ	ナガノフクツコウシヨ フクナガノコロニー								
ご依頼人	おなまえ (漢字) 長野市議会新友会 様								
日中のご連絡先(電話・携帯番号) (026) - (226) - (4911)									

登録番号：T3100001002833

株式會社 八十二銀行

42237

請求書

伝票番号：0000022454

2024年03月11日

〒 380-8512
長野県長野市大字鶴賀緑町1613

長野市議会 新友会

御中

お客様コード：[REDACTED]

社会福祉法人 なかのコロニー
指定就労継続支援(A型)事業所
長野福祉工場
工場 九 野 [REDACTED]
〒381-8580 長野市大字 [REDACTED]
TEL 026-296-1411 FAX 026-293-3707
登録番号 T2100005001691

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

受注番号	品名	数量	単価	金額	税区分
0000022979	角2封筒	500枚	28	14,000	

備考：

口座番号 八十二銀行 [REDACTED]
J A 女がの
口座名義 フク) ナガノコロニー ナガノフクシコウジヨウ

小計	14,000
10%消費税	1,400
合計	15,400

請求書

伝票番号：0000022453

2024年03月11日

〒 380-8512
長野県長野市大字鶴賀緑町1613

長野市議会 新友会

御中

お客様コード：[REDACTED]

社会福祉法人 なかのコロニー
指定就労継続支援(A型)事業所
長野福祉工場
工場 九 野 [REDACTED]
〒381-8580 長野市大字 [REDACTED]
TEL 026-296-1411 FAX 026-293-3707
登録番号 T2100005001691

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

受注番号	品名	数量	単価	金額	税区分
0000022978	長4封筒	1,000枚	10	10,000	

備考：

口座番号 八十二銀行 [REDACTED]
J A 女がの
口座名義 フク) ナガノコロニー ナガノフクシコウジヨウ

小計	10,000
10%消費税	1,000
合計	11,000

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	✓ 令和 6年 3月 14日 ✓			
支払先	長野市 ✓			
活動に要 した経費	使 途 区 分 (該当項目に○)	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	研究研修費	通信運搬費	タブレット端末回線使用料	292,502円 ✓
	調査旅費		(R5.10 ~ R6.3) ✓	
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
	合 計			292,502円 ✓

(領収書添付欄)

納入(返納金)通知書兼領収証書

380-0813

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市議会 新友会 会長 小泉 栄正

様

金 額	292,502 円		
調定番号(支出命令番号)	115351	返納番号	
年 度	令和 5年度 一般会計		
会計名称	議会事務局総務議事調査課		
担当課	議会事務局総務議事調査課		
科目名称 (事業名)	雑入 その他収入(経常・経常)		
内 容	タブレット端末回線使用料 (R5.10~R6.3)		
納期限	令和 6年 3月19日		

上記金額を裏面の長野市指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関等に納めてください。

令和 6年 2月20日

長野市長 荻原 健司



上記金額を領収しました。

領 収 日 期 印



金融機関へお客様

※ 本書は機械で処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

タブレット端末回線使用料納入額

【長野市議会新友会】

所属議員	納入額	計算	備考
本木 晋	17,206円	納入額：2,607円*1.1*6か月=17,206円	
西脇かおる	17,206円		
箱山 正一	17,206円		
加藤 英夫	17,206円		
青木 敏明	17,206円		
桜井 篤	17,206円		
和田 一成	17,206円		
金沢 敦志	17,206円		
手塚 秀樹	17,206円		
北沢 哲也	17,206円		
市川 和彦	17,206円		
若林 祥	17,206円		
松田 光平	17,206円		
西沢 利一	17,206円		
小泉 栄正	17,206円		
宮崎 治夫	17,206円		
寺沢さゆり	17,206円		
計	292,502円	✓	

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	✓ 令和 6年 3月 15日			
支払先	長野緑郵便局			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	通 信 運 搬 費	令和6年度予算要望書送付用切手	4,830円
	研 究 研 修 費		210円切手×23枚 (政策モニター宛)	
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
合 計				4,830円
(領収書添付欄)				

領収書
新友会 様

[販売]
210円普通切手 23枚 ¥4,830

小計 ¥4,830

課税計(10%) ¥0
(内消費税等(10%) ¥0
非課税計 ¥4,830

合計 ¥4,830
お預り金額 ¥4,830



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 3月15日 11:02
発行No. 240315J2032 端N65箱01
連絡先: 長野緑郵便局
TEL: 026-227-0976

領収書
新友会 様

[販売]
210円普通切手 23枚 ¥4,830

小計 ¥4,830

課税計(10%) ¥0
(内消費税等(10%) ¥0
非課税計 ¥4,830

合計 ¥4,830
お預り金額 ¥4,830



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 3月15日 11:02
発行No. 240315J2032 端N65箱01
連絡先: 長野緑郵便局
TEL: 026-227-0976

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	✓ 令和 6年 3月 22日			
支払先	(株)電 算 /			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	通信運搬費	インターネット接続料ほか 3月分	3,146円 ✓
	研究研修費		振込手数料	330円 ✓
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
			合 計	3,476円 ✓
(領収書添付欄)				

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

依頼日	00 年 03 月 22 日			私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。																														
お振込先	八十二 銀行 ①			振込金額																														
	支店 (営業部) (出張所)			<table border="1"> <tr> <td>百</td><td>億</td><td>十</td><td>億</td><td>億</td><td>千</td><td>万</td><td>百</td><td>万</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		百	億	十	億	億	千	万	百	万	十	万	千	百	十	円														
百	億	十	億	億	千	万	百	万	十	万	千	百	十	円																				
預金種目	① ② ④ ⑤			口座番号																														
	普通 当座 貯蓄 その他																																	
お受取人	フリガナ			振込手数料 (消費税込)																														
	カ・デ・ン・サ・ン			<table border="1"> <tr> <td>振込金額</td> <td>当行あて</td> </tr> <tr> <td>3万円未満</td> <td>330円</td> </tr> <tr> <td>3万円以上</td> <td>550円</td> </tr> </table>		振込金額	当行あて	3万円未満	330円	3万円以上	550円																							
振込金額	当行あて																																	
3万円未満	330円																																	
3万円以上	550円																																	
お振込先	おなまえ (漢字)			消費税率10%																														
	(株) 電算			(左記以外)																														
お振込先	フリガナ			①振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。 ②振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。 ③やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。 ④手数料が後納の場合は、後日送付する手数料領収書をインボイスとします。																														
	おなまえ (漢字)			・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。 ・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。 お振込はできるだけ午後2時までにご依頼ください。																														
お振込先	フリガナ			登録番号: T3100001002833 株式会社 八十二銀行																														
	おなまえ (漢字)			4223②																														
お振込先	フリガナ			5 出納記録 6. 3. 2008. 22 長野市役所 税務課 〒110-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 入会費 200円																														
	おなまえ (漢字)			長野市議会新友会																														
日中のご連絡先(電話・携帯番号) (026)-(226)-(4911)																																		

御 請 求 書

380-0813
長野市大字鶴賀緑町1613

長野市議会 新友会

様

請求番号 S23006126012 001 頁
2024 年 03 月 31 日 発行

〒380-0904

長野県長野市鶴賀七瀬中町276-6



株式会社 電算

代表取締役社長 轟 一太

TEL 026 (224) 6666

下記のとおりご請求申しあげます。

件名 50819 インターネット
令和6年03月分

ご請求金額 ￥3,146-

お支払期限 2024 年 04 月 30 日

登録番号 T1100001002083

お振込み先

◆八十二銀行〈銀行コード〉0143

《保電算》

上記の口座にお振込ください。

[illegible]

avis 総合案内
TEL 0120-551475 (フリーコール)
平日 9:00~18:00(土・日・祝日は除く)

合 計 金 額	2,860
消 費 稅 等	286
請 求 額 合 計	3,146

10%対象

3,146 (消費税)

286)

お知らせ

会派支出 ①

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	✓ 令和 6年 3月 22日 /			
支払先	NTT東日本 /			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	通信運搬費	3月分 NTTBフレッツ利用料	5,720円 /
	研究研修費			
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
合 計			5,720円 /	

(領収書添付欄)

電話料金等領収証
(Receipt)

ご請求番号または
お客さま電話番号等
[REDACTED]

お客さま氏名
長野市役所 議会事
務局 (新友会) 様

金 額
2024年 3月分
¥5,720 /

うち、消費税5割
520円

東日本電信電話株式会社

埼玉事業部
お客さまからの
料金お問い合わせ先(無料)
0120-002-992

収入印紙貼付欄

5

出納済

6. 3. 22

長野市役所
六二銀

領
印

(お客さま)



NTT東日本

東日本電信電話株式会社
埼玉事業部

TEL 0120-002-992

受付先: 983-0841

仙台市宮城野区 原町

6丁目 日本郵便株式会社仙台東郵便局

私書箱2号

5

社用 101001211001 00199 00197 00*

コード

NTT東日本料金請求書
(NTTEAST-Bill)

380-0813

長野市大字鶴賀緑町1613

長野市役所 議会事務局 (新友会) 様



2024年 3月17日発行

日ごろ、NTT東日本をご利用いただきましてありがとうございます。
ご利用料金内訳書の内容を十分ご確認のうえ、お支払い願います。

※お問い合わせの際は、番号をよくお確かめのうえおかけください。

ご注文・お問い合わせは局番なしの「116」へ(無料)	携帯電話・PHSからは 0120-116-000(無料)
電話の故障は局番なしの「113」へ(無料)	携帯電話・PHSからは 0120-444-113(無料)
ひかり電話の故障は0120-000-113へ(無料)	携帯電話・PHSからも利用可能

料金お問い合わせ先 0120-002-992 (無料)

お客さま電話番号等	ご請求年月 2024年 3月分	ご請求額 (Charge) 5,720 円	お支払期限 (Due Date) 2024年 4月 1日
ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ	
NTT東日本ご利用分 (合計)	5,720 5,720	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	
お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞 利息をお支払いいただく場合があります。			
営業時間		料金お問い合わせ電話受付 午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業とさせて いただきます。	

※下の部分を切り取り、裏面の各お支払い場所にてお支払い願います。

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	✓ 令和 6年 3月 22日 ✓			
支払先	平安堂 長野店 若槻店			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	図 書・資 料 費	書籍1点	5,500円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 ① 入 費			
	広 報・広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
			合 計	5,500円
(領収書添付欄)				

領収書

新友会

2024年 3月22日

No.01-01171616

金額

¥5,500-

但し、税率10%対象(寄附代として)
上記正に領収いたしました。

¥5,500(内消費税額 ¥500含む)

株式会社平安堂 若槻店
長野市稲田1-14-21
電話 026-243-4545

令和六年三月二十二日

地方議会運営事業 5,500

内税品計 5,500

(内税 10.00% 500)

合計 ¥5,500

お預り ¥6,000

(消費税等 ¥500)

お釣り ¥500

会員番号:

「定期購読」お申込みでブルカ7倍

バスポートプレゼント!! 3/1~5/6

2024/03/22(金) 18:35

担当:

株式会社平安堂

登録番号: T6100001030930

レシートNo. 01171616

店 2001-01

000020010101171616

領収書

新友会

2024年 3月22日

No.01-01171616

金額

¥5,500-

但し、税率10%対象(寄附代として)
上記正に領収いたしました。

¥5,500(内消費税額 ¥500含む)

株式会社平安堂 若槻店
長野市稲田1-14-21
電話 026-243-4545

令和六年三月二十二日

地方議会運営事業 5,500

内税品計 5,500

(内税 10.00% 500)

合計 ¥5,500

お預り ¥6,000

(消費税等 ¥500)

お釣り ¥500

会員番号:

「定期購読」お申込みでブルカ7倍

バスポートプレゼント!! 3/1~5/6

2024/03/22(金) 18:35

担当:

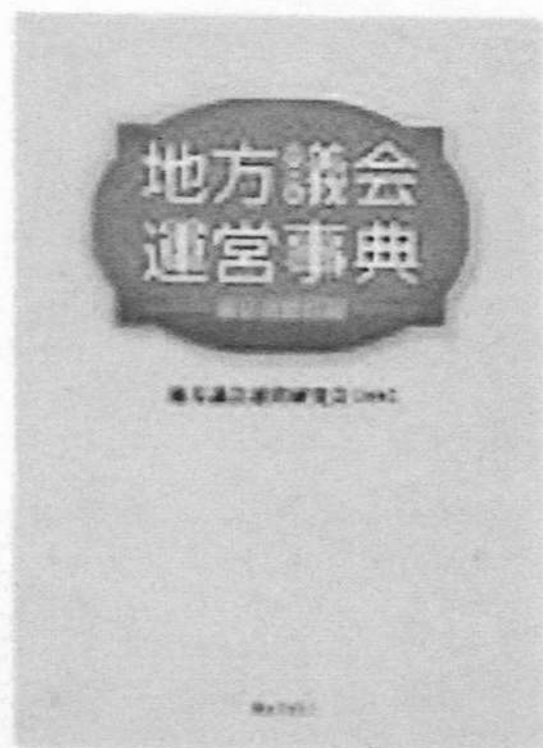
株式会社平安堂

登録番号: T6100001030930

レシートNo. 01171616

店 2001-01

000020010101171616



地方議会運営 事典

地方議会運営研究会（編集）

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	✓ 令和 6年 3月 26日			
支払先	(株)信毎販売センターふれあいネット			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	図 書 ・ 資 料 費	信濃毎日新聞・長野市民新聞購読料 2024/1 ~ 2024/3	14,700円 ✓
	研 究 研 修 費		振込手数料	330円 ✓
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 ① 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
			合 計	15,030円 ✓
(領収書添付欄)				

電信扱

ご依頼日	06 03 26 年 月 日	私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。				
お振込先	八十二	銀行	①	銀行	振込金額	百十億千万百万十万千百十円
お受取人	①②④⑤ 普通当座貯蓄その他 口座番号 支店(営業部)(出張所) 振込手数料(消費税込) 振込金額当行あて 振込金額当行あて 振込金額当行あて 振込金額当行あて 振込金額当行あて 振込金額当行あて					

登錄番號：T3100001002833
株式會社 八十二銀行

4223⑦

380-0813
長野市鶴賀緑町
1613
長野市役所

12-318-1090

2024年3月15日

新友会 御中

〒 381-0024
長野市南長池138番地
株式会社信毎販売センター
ふれあいネット
代表取締役社長 宮坂 博昭
Tel 026-251-1522
振込先 八十二銀行
登録番号 T2100001001448

毎度お引き立て頂き厚くお礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。

前回請求額	前回入金額	今回請求額	郵送料	差引ご請求額
14,700	14,700	14,700	0	14,700

ご 請 求 明 細

品 名	数 量		単 価	金 額		請求対象期間
	部数	月数				
※ 信濃毎日新聞朝刊	1	3	3,900	11,700	0	24年1月～24年3月 ✓
※ 長野市民新聞	1	3	1,000	3,000	0	24年1月～24年3月 ✓
郵 送 料				0		
補 正 額				0		
当 月 請 求 額				✓ 14,700	軽減8%対象 14,700 (消費税 1,088)	

※印は軽減税率対象商品